

3. 住みよい住宅に

市営住宅は、入居者の個々の好みや世帯構成によってつくられたものではなく、床面積等の規格が画一的に定められていますので、十分に工夫して使いましょう。



(1) 表札

入居されたら直ちに表札をあげて下さい。

(2) ガス

鉄筋コンクリート性の住宅は、気密性が高いので、ガスの不始末は危険ですから、十分注意して下さい。

- (ア) ガス器具は、指定されたガスに応じた安全機器を使用すること。
- (イ) ゴム管は、十分差し込み、ゴム管止めでしっかりと留めること。
- (ウ) 長いゴム管や古いゴム管等の使用は、危険ですからやめること。
- (エ) 寝るときや外出する際は元栓を閉めること。
- (オ) 湯沸器等を使用するときは、必ず換気扇の使用、窓の開放等をして換気に注意すること。

(3) 電気

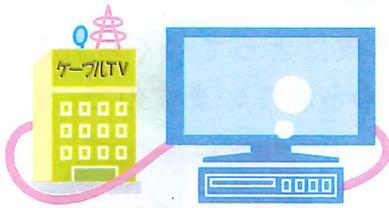
- (ア) 一度に多くの電気器具を使用しないこと。
- (イ) タコ足配線は、火災の危険がありますから、絶対にやめること。
- (ウ) 配線や、ソケット、コンセント等には、それぞれ電流の安全限度がありますから、その安全限度内で使用するよう十分注意すること。
- (エ) エアコン、洗濯機を使用するときは必ずアース（接地）をとること。

(4) 電話

電話局へ申し込んで下さい。各戸に電話を引き込むための配線がしてあります。必ず所定の位置から引き込みを行って下さい。壁に穴を開けて配線をしたりしてはいけません。

新しい団地は、電話局へ申し込まれても相当期間を待たなければならぬこともあります。

(5) テレビアンテナ



テレビは、共同受信アンテナになっていますから、各戸でアンテナをたててはいけません。テレビを備え付けるときは、居間にあるプレートの端子にテレビケーブルを接続して下さい。一部団地、(与力、三津口、高砂、山狩)を除き、ケーブルテレビ放送が視聴可能になっています。

(愛媛CATV Tel:089-943-5001)

(6) 排水

排水は、日頃軽くみがちですが非常に大切なものです。一戸の不注意により排水がつまると他にも迷惑をかけます。排水管の詰まりの修繕は、多大の費用を要し、入居者負担となりますので気をつけて下さい。

(7) その他のこと

- (ア) 網戸の取り付けは、構造上きめられたとおり取り付けること。(雨漏りの原因にもなります。)
- (イ) 動物の飼育は他人の迷惑になりますから絶対にしないこと。(犬、猫、ハト、ニワトリなど)
- (ウ) 廊下やバルコニーの手すりに傘などを干したりひっかけたりしないこと。
- (エ) 騒音をださないように、お互いに注意すること。ラジオ、ステレオ、テレビなどの音をむやみに大きくしたり、不快の念を催させたりしないように気をつけること。
- (オ) 市の備え付け以外のシャワー設備は使用しないで下さい。

4. 費用の負担

(1) 修繕

別添「修繕負担区分表」を参照。

(2) 共益費

市営住宅は、共同住宅ですので、皆さんが共用する部分が多く、これらの費用は、共同で負担していただくことになります。